

議案第36号

多可町マイスター工房八千代交流施設管理基金条例を廃止する条例の制定について

多可町マイスター工房八千代交流施設管理基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町マイスター工房八千代交流施設管理基金条例を廃止する条例

令和 年 月 日

第 号

多可町マイスター工房八千代交流施設管理基金条例（平成17年多可町条例第80号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。